

初回加算を請求できるのか  
《フローチャートA》

令和3年8月19日

国分寺市障害者基幹相談支援センター

現在セルフプランを  
利用している

Yes

初回加算の**対象**です  
《フローチャートB》に移動

No

利用中の障害福祉  
サービスがある

Yes

初回加算の**対象外**です

No

今回申請する  
障害福祉サービスの  
利用開始予定月(n月)の  
前6月間(n-6月)に  
障害福祉サービスの  
利用があった  
組み合わせ例①を参照

Yes

No

初回加算の**対象**です  
《フローチャートB》に移動

【初回加算の算定要件】

障害福祉サービスの利用を希望する利用者等との面談や関係者への聞き取りを行う。以下の項目を記録して保存する。

- ・利用者氏名
- ・担当相談支援専門員名
- ・面談を行った年月日
- ・面談を行った場所、開始時刻・終了時刻
- ・面談の内容

初回加算の拡充を請求できるのか  
《フローチャートB》

《フローチャートA》から移動  
\* 初回加算の請求要件を  
満たしている

No

「初回加算の拡充」の  
対象外です

Yes

利用者と契約した月から  
サービス等利用計画案を  
利用者に交付した月までの  
期間が3月を超える  
組み合わせ例②を参照

No

Yes

「初回加算の拡充」の対象です  
《初回加算の拡充のパターン表》参照

【初回加算の拡充の算定要件】

月2回以上、利用者の居宅等を訪問し利用者  
及びその家族と面接を行った場合。\*  
以下の項目を記録・保存する。

- ・利用者氏名
- ・担当相談支援専門員名
- ・面談を行った年月日
- ・面談を行った場所、開始時刻・終了時刻
- ・面談の内容

\*児童の場合は居宅に限定されます。

初回加算について、具体的には次のような場合に算定されます。

- (1) 新規にサービス等利用計画を作成する場合
- (2) 申請する障害福祉サービスの利用月の前6月間に障害福祉サービスを利用していない場合
- (3) 契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以降に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接を行った場合

※ 初回加算の拡充は3ヶ月分が限度です。

※ 初回加算の算定月から前6月間に、居宅介護支援事業所連携加算を算定している場合は、対象外となります。